

東京都千葉福祉園

I 施設概要

所在地	千葉県袖ヶ浦市代宿8番地
-----	--------------

事業種別			定員	
指定 管理 事業	第1種社会福祉事業	障害者支援施設	生活介護	390人
			施設入所支援	390人
	第1種社会福祉事業	福祉型障害児入所施設		48人
	第2種社会福祉事業	短期入所事業		6人
自主 事業	第2種社会福祉事業	共同生活援助事業		7人

※福祉型障害児入所施設については、18歳以上の入所者がいるため、障害者支援施設としての指定を併せて受けている。

II 平成29年度の運営方針

利用者本位のサービスの向上に努め、人格と意思決定を尊重し、豊かな日常生活又は社会生活の実現に向けての施設運営を徹底する。全職員が連携・協力して利用者の状況に応じた良質なサービスの提供及び安全・安心の確保に努める。また、地域と連携・協力し、地域福祉の増進や社会への貢献に努めていく。

1 利用者本位の支援の徹底

利用者の高齢化・障害の重度化や行動障害を有する利用者の増加に適切に対応するため、医師、看護師、心理職、理学療法士、言語聴覚士、栄養士等の専門的見地からの所見を得た上で、サービス管理責任者による個別支援計画を策定し、個々の状況に応じた質の高い支援を提供する。

2 地域生活移行の推進

地域生活への移行を希望する利用者に対し、保護者の理解と協力を得ながら、関係機関と連携して積極的に移行を推進する。

3 職員の資質向上

質の高いサービスを安定的に提供するため、OJTや派遣研修等職場内外での研修の拡充・推進を図り職員の資質向上に取り組む。また、全職員を対象に「支援姿勢・方法等のセルフチェック」を実施し、職員倫理綱領と人権ガイドラインの周知徹底を図る。

Ⅲ 実施計画

成人施設は、平成28年度末現在、利用者の平均年齢は59歳（50歳以上81%、65歳以上32%、最高齢者83歳）、障害支援区分5及び6の者と行動障害者を合わせた割合が68%を超え、高齢化、障害の重度化が進んでいる。

児童施設は、学齢児の約65%が措置入所。被虐待児童や発達障害、虞犯等の支援困難な児童の入所が増加しているため、心理職等による専門的支援を必要としている。また、18歳以上の過年齢児が37%を占めている。

平成29年度は、上記の状況を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

利用者の高齢化・重度化に対応し、心身機能の改善・維持及び低下軽減のため、心理職、理学療法士による療法サービスを計画的に実施するとともに言語聴覚士の雇用に努める。

また、日中活動においては、認知症予防・筋力維持・嚥下障害予防の取組をすすめる。

* 心理職員による利用者へのケア

個別療法 実施人数	延べ 700人	心理療法、知能検査、こころの体操、スヌーズ レン、相談・助言他
--------------	------------	------------------------------------

* 理学療法士による療法サービス

個別療法 実施人数	延べ 1,000人	機能訓練、検査、補装具、相談・助言他
--------------	--------------	--------------------

(2) 生活環境・日中活動の充実

ア 食生活の充実

利用者が、豊かで潤いのある食生活を送れるように、出張調理やお好み献立、出前寿司・刺身等のメニューを充実する。また、利用者の状況に合わせたソフト食等の介護食形態を増やす等の検討を行う。

イ 日中活動の充実

日中活動の中で、利用者の状況・興味・好みのあるプログラムを提供し、生きがいを感じ楽しい毎日を送っていただけるよう、センタープログラムと寮プログラムを充実し、高齢化・重度化に対応していく。

日中活動	センタープログラム	平日 月1回 民謡・生花等、隔月 スポレク 年7回
	①一日科・半日科 ②クラブ活動 ③集合的プログラム	
	寮プログラム	外出・手芸・高齢者体操等

ウ 居住環境の充実

利用者の高齢化や行動障害に対応できるように、設備の改修や介護機器の導入等を各寮の緊急度に応じて計画的に実施する。

(3) 地域生活移行への取組強化

ア 成人

園内での「つばめ」「ひばり」「まいほうむ」の地域生活体験寮の利用や、都内や近隣のグループホームの見学会を実施する。必要に応じてグループホームの体験入居を実施し、地域生活移行に向けて取り組む。また、グループホームつばさの平成29年度末の廃止に向けて、利用者が安定的に地域生活を継続できるよう、他のグループホームへの移行を関係機関と連携して進める。

イ 児童

個々の児童の意向や課題を踏まえたサービス等利用計画に基づき、児童相談所、学校、病院等の関係機関との連携を図りながら、施設見学・体験入寮の実施等段階を踏み、着実に地域生活移行を推進する。また、過年齢児においては、児童福祉法の趣旨を踏まえ、家族・成年後見人等の理解と協力を得ながら地域生活移行等を実施機関と進める。

* 地域生活移行

	成人	児童	
		18歳以上	18歳未満
自活訓練事業等実施者数	3人	0人	4人
地域生活移行者数	1人	2人	1人

(4) 家族再統合へ向けた取組強化

児童相談所、学校、病院等の関係機関と連携するとともに、当園の心理職等からの助言を得て、支援の方向性について職員の意見交換と情報の共有化を図る。また、保護者との信頼関係を築くため、児童相談所での面会や交流の機会を設定し、家族再統合を着実に推進する。

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成28年度は、「障害者支援施設」、「短期入所」、「福祉型障害児入所施設」の3事業について第三者評価を受審し、全ての項目で基準を満たしているとの評価を得た。

特に良い点としては、「利用者の日々の生活を豊かにする数々の活動への取組とそれを支える職員の活かに富んだ働き、組織の優れた活性化が見られる。」、「重度高齢者寮への利用者移行について、利用者の精神的安定を最優先に考え、支援の継続に向け情報共有が行われている。」、「利用者の自立、地域生活移行に積極的に取り組み多くの実績を上げている他、新たに重度高齢者寮を2寮設け高齢化対応の整備を進めている。」ことなどが評価された。

改善事項としては、「機能維持のための新たな取組工夫」、「基準類の整備再編集が着々と進められているが、改めての見直し再編集」、「業務の効率化等を目指して先進的な電子化が進められているが、共有ファイルの整理統合化」などの指摘を受けた。今後は、機能維持など利用者の状況に合わせた作業活動の取組工夫や、基準類の再編集及び電子共有ファイルの整理統合を計画的に実施できるよう、各種委員会等で改善策を策定し実行する。

平成29年度も福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めていく。

(2) 苦情解決制度の充実

第三者委員による苦情相談受付及び苦情解決委員会を定期的に関催し、利用者や家族等の苦情に適切に対応する。委員は男女各2人選任し、各委員が寮や日中活動の場に出向いて相談にあたるなど、より相談しやすい環境作りに取り組む。

また、園職員による月2回の利用者苦情相談も継続して実施し、苦情への迅速な対応と利用者の要望を積極的に反映する。

第 三 者 委 員	相談実施回数
4人（弁護士、近隣NPO法人代表、近隣自治会役員）	年4回

(3) 利用者満足度調査

平成28年度の成人施設は園が提供している医療サービスに関する調査を実施した。利用者、家族ともにスタッフの対応の良さについて一定の評価を頂いた。家族からは利用者の高齢化に不安があり、設備や支援の充実を望む声が多かった。

児童施設は、居住環境に関する調査を実施した。1人部屋を希望する児童は多いが、約3割の児童は2人部屋以上を希望していることが分かった。このアンケートを来年度（平成30年度）の居室工事へ反映させていく。

平成29年度 事業計画書

平成29年度は、利用者サービスの更なる改善に資するため下記の調査を実施する。

実施内容	実施時期
成人：職員の接遇に関する満足度調査	平成29年8月から10月
児童：余暇活動に関する満足度調査	平成29年12月末

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な利用者の受入れ

ア 成人施設においては、利用者の高齢化、建物の老朽化等を踏まえ、寮の再編成等を行うため、平成27年8月から新規の受入れを停止している。

短期入所事業においては、家庭での支援困難者や精神病院からの退院者のニーズに應えるため、福祉事務所と調整を図り受入れを決定する。

イ 児童施設においては、虐待等による緊急一時保護児童、情緒・行動上の問題、精神疾患等を抱える児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

福祉人材を育成するため、大学・短期大学・専門学校の保育士や社会福祉士等の次代を担う実習生及び高校生のボランティア体験を受け入れる。また次年度（平成30年度）の保育実習受入予定の学生を含めた施設見学及び体験実習等も実施する。

事項	延人数	内訳
施設実習	450人	通年
見学実習	20人	通年
高校生ボランティア体験	16人	7月

4 人材確保・育成の充実強化

(1) OJT推進体制の強化

チューター制度を活用し、新任職員の育成を図る。また、職層別・目的別研修の実施により、これまで蓄積してきた利用者支援の技術の継承及び組織支援力の向上を図る。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

研修計画に基づき、園の課題を踏まえ、職層別研修、目的別研修及び専門性向

平成29年度 事業計画書

上研修を効果的に実施する。また、事例研究発表会や研修報告会を活用し、支援技術の共有化を図る。さらに、民間施設への派遣研修や外部研修への参加を推奨し、知識・技術のスキルアップを図り、利用者支援の技術向上につなげる。

研修内容	対象者	実施時期
新任研修、OJT研修（スキル継承研修）	新任・転入職員	4月
園内体験研修「園ナカ留学」	新任・転入職員	8月から
チューター制度	新任・転入職員	通年
チームリーダー研修	2級職・都派遣主任	年1回
包括的暴力防止プログラム研修	全職員	年2回
介護技術研修	全職員	年2回
口腔ケア研修	全職員	年3回
整形外科リハビリテーション研修	全職員	年1回
認知症研修、精神科研修、感染症研修、 児童精神科研修	全職員	各年1回
救急救命研修	全職員	年2回
事例研究発表会	全職員	年1回
福祉セミナー	全職員・他施設職員など	年1回
スーパーバイズ研修	全職員	年1回
施設派遣研修	全職員	通年
研修報告会	全職員	年2回
自主研修の奨励（SDS）	全職員	随時

5 運営体制の強化

（1）権利擁護（虐待防止）の取組強化

利用者本位のサービス提供の更なる意識改革や利用者の安全安心な生活の確保を基本とし、組織として『虐待や暴力は絶対しない・許さない・起こさせない』取組としてセルフチェックを実施し、日々の支援の振り返りを行う。また、虐待防止啓発ポスターの掲示に加え、事例を活用した職員同士の意見交換を新たに実施するなど、職員の意識向上に繋げる取組を行う。

（2）外部専門家、外部医師等との連携

虐待防止対策としての弁護士的外部委員への登用とともに、利用者の高齢化・障害の重度化に対応できる人材の育成に向けた介護保険事業者や医師等の研修講師への招聘、専門研修への積極的な受講推進などを通して、外部専門家、外部医師等との連携を図る。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

園の情報セキュリティ組織体制の下、「事業団保有個人情報安全管理基準」に基づき、個人情報の機密性区分の分類、收受、保管、施設内利用、USBメモリー等の限定使用・施設外持ち出し禁止、情報端末の一元管理の機能強化により、個人情報の漏えい・不正使用の防止の一層の徹底を図る。

(4) リスクマネジメントの徹底

「転倒・転落及び誤嚥アセスメントスコアシート」の活用による利用者の危険度の的確な把握や園内LANによるヒヤリ・ハット事例の要因と対応策の情報共有により、事故等の未然防止に努める。誤嚥に対しては食事時見守り態勢の確保と緊急対応技術の習得、誤投薬防止の徹底を図る。事故の発生時には迅速かつ適切に対応し、再発防止の徹底を図る。

インフルエンザやノロウィルスなど感染症や食中毒の防止に向け、予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
リスクマネジメント委員会	年4回 (随時)	ヒヤリ・ハット、事故事例の収集分析や再発防止策の検討
救急救命講習会	年3回	AED/止血法(医師2回・消防1回)
交通安全講習	年1回	運転マナー、交通法規遵守等(警察署)

(5) 災害・防犯対策の取組強化

大規模災害発生時の利用者・職員の生命及び安全確保と施設機能の維持を目的とした「千葉福祉園事業継続計画及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行うほか、参集及び給水・炊き出し訓練などを実施する。

また、しいの木特別支援学校との連携協力体制に努め、防災協定を維持継続していくとともに、今後、地元自治体や近隣の福祉施設との協力体制の構築を図る。

不審者等の防犯対策について、防犯に関する点検項目による点検結果も踏まえ、警察等関係機関と連携して必要な対応を進める。

事 項	実施回数等	内容等
総合防災訓練	年2回	避難訓練、消火訓練(消防署)、給水・炊き出し訓練
ブロック・寮別訓練	月1回	避難訓練、消火訓練

(6) 働きやすい職場環境の整備

「報告」、「連絡」、「相談」を基本として、職員間のコミュニケーションによる風通しの良い職場づくりを図る。

ア 利用者の高齢化・重度化に伴って、増加する職員の介護負担を軽減するために介護機器を段階的に導入するとともに手順を明確にし、働きやすい職場環境を整える。

イ 管理職、各係長は職員個々の置かれている状況に配慮し、職員がいつでも相談ができる態勢を整える。また、研修報告やセルフチェック等を題材にして職員間で意見交換を行う機会を設定し、コミュニケーションを図る態勢を整える。

ウ 夜勤者二人にて利用者支援を行う重度高齢者寮を増やし、夜勤時の緊急事態に迅速に対処する態勢を強化する。

エ ストレスチェックの実施などのメンタルヘルス対策により、心身ともに健康に働ける職場環境の整備に努める。

(7) 効率的な施設経営の実施等

業務の見直しや契約内容の精査などに努めるとともに、経営状況の把握や経営改善に向けた情報共有・検討を行うなど自立的経営に向けた体制の整備を進める。また、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を推進する。

(8) 「部門長・グループリーダー制」への移行に向けた体制づくり

適切なポスト配置を進めるとともに、組織運営を担う人材に必要な知識の習得と経験の蓄積を目的とし、各種研修機会の拡充や委員会への参画を促進する。あわせて、寮運営の中核を担うとともに、グループリーダーをサポートする中堅職員の人材育成を強化する。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

地域住民・団体等を対象に、障害あるいは加齢に伴う身体機能の低下に対する対応をテーマに、園の保有する人材・情報を活用した講習会等を実施して、地域の高齢者・障害者等を支援する取組を行う。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

地域で暮らす障害者の為に、関係機関等と連携し短期入所事業を実施する。

サービス内容	対象地域	利用者数
短期入所事業	都内全域・袖ヶ浦市・市原市	1,533人

(※目標利用率70%の数字)

(3) 多様な主体との連携

平成29年度 事業計画書

NPO、企業などと連携し、利用者の社会参加や地域社会との交流を促進する。また、社会福祉協議会・ボランティアセンター・学校などと連携し、地域のボランティアを積極的に受け入れ、利用者に対し多様なサービスの提供に努める。

事 項	延人数	内 容
ボランティアとの連携	800人	行事・利用者支援・日中活動支援・環境整備・集会的プログラム・クラブ活動
NPO等との連携	100人	体験入居・見学会・連絡会・外部事業の活用

(4) 地域との連携・協力関係の強化

近隣福祉施設の歯科診療の受け入れや、近隣住民に対する施設開放、自治会等への行事備品の貸出し・清掃活動等の地域貢献を継続する。また、施設で実施する行事や研修会などへの住民参加、地域行事や展覧会への参加・販売など地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する理解が深まり、地域に開かれた施設として運営できるよう連携・協力関係を強化する。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域の行事への参加	地域福祉フェスタ・手をつなぐ作品展等
展覧会への出品	長浦おかのうえ図書館作品展等
地域の清掃活動	年6回 日中活動で公園清掃
地域での生産品の販売	年6回 近隣スーパー
行事の招待、行事備品の貸出し	近隣施設・自治会・PTA等
歯科診療の受け入れ	近隣福祉施設
福祉セミナー・研修などへの参加	ボランティア団体・福祉施設関係者
袖ヶ浦市地域支援協議会	年6～8回
袖ヶ浦市介護認定調査会	月1回
君津圏域障害者グループホーム等連絡協議会	君津圏域福祉施設関係者(年4回)
地域連携会議	福祉行政関係、関係企業、就労系事業所、特別支援学校、福祉施設関係者他 年4回
グラウンド・大運動療法室等貸出し	近隣福祉施設、スポーツ団体等
お花見会・園まつり	近隣住民・他福祉施設関係者 延べ1,500人